

那珂市議会 議会運営委員会記録

開催日時 令和6年11月13日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 寺門 厚
委員 鈴木 明子 委員 寺門 勲
委員 君嶋 寿男

欠席委員 委員 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

副議長 富山 豪 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 三田寺裕臣

会議に付した事件

- （１）那珂市議会ハラスメント防止条例の制定について
…内容等について協議
- （２）委員会等のライブ配信について
…内容等について協議
- （３）一般質問時の資料について
…内容等について協議
- （４）議員勉強会について
…内容等について協議

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

閉会中のお忙しいところですが、議会運営委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

今日は議長も小池委員も体調が優れないということで、実は私もちょっと風邪が何かくすくす、なかなか治っているような治っていないような、ちょっと声があまりよくないんですけれども、体調管理を十分していただいて、今度の12月定例会に臨んでいただきたいと思います。

それでは、さっそく始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は5名です。欠席委員は小池委員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで副議長よりご挨拶をお願いいたします。

副議長 改めまして、おはようございます。

何も考えていなかったんで、急遽なんでちょっと。ハラスメント防止条例についてが今日の一番のメインのお話合いになるかと思いますが、前回かくかく、皆様からたくさん寄せられた意見を一生懸命何とか集約していい方向に持っていきたいと思いますんで、ご協議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

先ほど副議長から話がありました那珂市議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

先日の全員協議会において様々な意見が出ました。すんなりいくと思ったら、全然そんなことはなかったなと思うんですけれども、そういった意見が出ましたので、議会全体として考えていかなければならないということで検討していきたいと思います。

それで、ここで事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 それでは、全員協議会が2回あったかと思うんですけれども、その辺で出た意見のほうをちょっと私のほうから言っていきたいと思います。

まず最初に、県内議会の制定状況はというような話もありました。県内としては、結城市、阿見町、水戸市、石岡市で制定しているところであります。

また、条例として制定する意義はというような質問もあったかと思います。こちらは、議員としてハラスメントを防止するため確固たる意志を示すということで条例の制定を目指すべきだということで議会運営委員会のほうでは決まったかと思います。

続きまして、ハラスメントの定義、こちらのほうがちょっと不透明で分かりづらいんじゃないかというような話がありました。今回、文書のほうで、今お送りしたんですけれども、人事院規則のほうでハラスメント関係をうたっているというか、こういうのがハラスメントに当たるという部分をつくっている部分がありますので、そちらのほうを抜粋したものを参考までに資料として出してあります。

続きまして、会議中に不当な発言やハラスメントが疑われる場合、議長や委員長がその場で対処をして注意喚起をすべきというような意見もございました。

また、政治倫理条例及び議会基本条例のほうで罰則規定を盛り込むとか、そちらに入れ込んでどうかというような提案がございました。

また、議員のみならず、一般市民全員を対象にした条例、那珂市としてハラスメント宣言の条例をつくるべきではというような意見もございました。

また、議会基本条例、政治倫理条例との整合性はどうなっているのかというような意見がありました。

続いて、先ほどとかぶってくるんですけれども、ハラスメントの線引き、どこからがハラスメントになるんだというのが明確ではないというような意見がございました。

また、条例中、第5条と第6条に、その他必要な措置を講じなければならないという表現をしてあるんですけれども、その辺はどうなっているのかというような意見がございました。

また、自覚なく加害者になる場合、指摘を恐れて議員の発言が委縮してしまうんじゃないかというような意見のほうもございました。

今後の方向性ということで、これだけとは限らないかと思うんですけれども、案1としては基本条例第21条に政治倫理の遵守という部分があるんですけれども、そこに盛り込むのか。また、案2として、ハラスメント防止条例でなくハラスメント宣言的な条例、ちょっと少し緩くしてという、そちらのほうを制定するのか。案3としては、市民を含めた総合的な条例を制定する。案4としては、案としてあるものに、全員協議会あたりで指摘されたものを修正していきながら、文言整理を行いながらやっていくのか。案5としては、このままいくのかというふうな形になるかと思います。

また、資料としては、大分前に出ささせていただいたんですけれども、8月26日と10月21日、全員協議会で意見をいただきましたので、そちらの会議録のほう。最近制定しました石岡市議会の条例も入れてあります。あと、市のほうでハラスメント要綱もありますので、そちらのほうも参考に入れてあります。

前回、前々回の全員協議会で出た意見としてはこのような内容になるかと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

という形なんですけれども、本当に全員協議会の中では、先ほど今後の方針というのがありましたけれども、議会基本条例の中に条文を盛り込む、または宣言的な条例ですか、あとは市民を含めたとあるんですけれども、なかなかそこも難しいのかなと思ながらも、案が出ましたので全員協議会で。また、軽微な修正や文言整理を行うということと、あとそのまま上程するという話なんですけれども、全員協議会の中であれだけご意見いただいたので、このまま上程というわけにはいかないと思うんですけれども、そういった中、今後の方向性も出てきたのかなと思う中で、皆様からご意見いただけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

鈴木委員 教えていただきたい。案1の中で政治倫理の中に盛り込めばいいんじゃないかというお話も結構出ていたんですけれども、それに入れるのと、条例としてやることの違いというか、それを何か教えていただきたいなと思うんです。

委員長 違いと言うとあれなんですけれども、今どこの議会でもとおかしいですけれども、ハラスメント防止条例を特段に取り立てて条例化するというのが、全国的な流れというとおかしいですけれども、というのが取りざたされているというところで、社会全体としてもハラスメント、やっぱり、この間の全員協議会でも言ったとおりに、それを特出しにするということが非常に重要であるという今の社会情勢というところなので、そこま

で必要ないよというのがこの間の全員協議会の話で、今回、ハラスメント防止条例、何かすごく細かく、いろんな意味で、議長の権限ですとか審査会を置くですとか、そういったのは多分基本条例の中ではうたえないと思う、特出しでうたえないところだと思う。そうであれば、例えばハラスメントの、基本条例の中にハラスメントの文言を入れて、それで特出しで、今度は内規で、ちょっと1個下がっちゃいますけれども、その内規の中で議会でこういう事案、重大な事案があったらそういう審査委員会を置くというかという、内規で決めていくということしかできないと思う。なので、基本条例の中で議長がこうしなきゃならないとか審査会を置かなければならない、外部の何とかかんとかと、そこまでは基本条例の中にはちょっと盛り込むのは難しいかなと。

鈴木委員 その政治倫理の中に入れるとできないことがあるということなんですか。特出しな
いとできないことがあるという理由があれば説明というか、分かってもらえるのかなと
思ったんですけども、どっちでも、こっちに入れればいいじゃんということが可能に
なっちゃわないような、伝わりますかね、何かその理由があれば特出しているんだよと
いうが、理由があればいいなと思います。

委員長 その理由が、多分全員協議会の中であつたように、言うなれば多分内規で十分だよな
という話なんです。議会基本条例の中に。そう、基本条例はやっぱり。

（「ゆるいです」と呼ぶ声あり）

委員長 ちょっとゆるい。

副議長 条例に比べちゃうと。

委員長 やっぱり格下げと言ったらおかしいけれども。

副議長 内規は紳士協定に近いような部分がある。

鈴木委員 約束しようねぐらいな。

委員長 そうそう。

君嶋委員 基本条例というのは、何々を、強制的じゃなくて努めていこうとか、その議員がど
ういう方向で活動していくかとか、そういう言葉遣いの文言でやっているんで、ですか
らこうしては駄目だということじゃなくて、こういうふうに努めていきましょうと、そ
の中でもちょっと重みを持たせることも項目にはありますけれども、ただ全部が全部そ
うではなくて、議員としてどういう活動していくかという方向性を出して、自分らの議
会基本条例、その中でこうしていきましょうとかこういうふうに努めていくとか、そう
いう流れで文言をちょっと緩めにしてある。こうしていかなければならないとはっきり
決めちゃうと大分押しつけみたいになっちゃうから、そこは。

鈴木委員 そうしたら、罰則というか、今回第三者委員会を立てますよとか、あとは議長がも
のを公表することができますよとかということは内規の中に入れないのが通常というか、
入れられないということなんでしょうか。

委員長 内規の中だったら多分入れられるんだけど、やっぱりそこは内規だから、内規な

んだよという話になるわけで。

副委員長 守っても守らなくてもいいですよという話ですよ。極端な話でいけば。守るものであるけれども、罰則がなければという、守りましょうねということですから。

委員長 ルール、我々の。

鈴木委員 じゃ、全然違いますよね。

副委員長 議会運営委員会としては、やっぱり個人的な矜持というか、議員たるものこうですよというのはそれぞれ皆さんお持ちなんですけれども、それは基本条例であり政治倫理条例で縛られているということなんで。ただ、中身を見ると基本条例も簡単に書いてあるだけで、品位公正これをやろうねということだけなんです。政治倫理条例でうたっているかという、ここでもうたっていない。寄附金は駄目ですよ、寄附駄目ですよ、職員採用なんかやっちゃ駄目ですよ、そういうことしか書いていないんで、それだけということではないんですけれども、やっぱりこれだけ社会情勢が、ハラスメントも加えてきちんと守りましょうねと。人事院勧告もそうですよね、人事院の規則でも、一応我々のところまで範疇は、ハラスメントの防止に努めましょうということ言っていますんで、我々は一応身分としては地方公務員、非常勤の特別職員になるんで、一応そういう縛りは今もあるというのは現実にはあるんですけれども、よくそこまで分かっていないですし、議員でも政治倫理条例でどこまでというのは皆さん、これ誓約書を書くんですよ、議員はね。それもどうなのというところと言うと、行動を見ると決してそうじゃない例が多々見受けられますんで。

副議長 倫理条例って多分広いんですよ。ハラスメントはピンポイントに言っているから、その分だけでも大きく全然違う。

副委員長 だから、もう少し言わせてもらおうと、議会としても執行部、市のほうで持っているところと、政治倫理条例は、議会で別に持っているところと両方あるんです。大体半分半分ぐらい。那珂市はもう市のほうで定めがされていますので、あえて特出しして、議会で作ってきちんと守りましょうとつくってもこれいいわけなんです。その中に入れ込むというのは一つはあるんだけど、やっぱり倫理条例、政治倫理だとやっぱりちょっと範疇が広くなっちゃって今の社会情勢に合わないよねというところがあるんで。ここはやっぱりハラスメントで、これから皆さんとの協議にはなりますけれども、私は条例で縛ったほうがいいよねという、那珂市議会として、皆さんやっていますよというのは対外的にも示せるんで、市民の皆さんに、ということだろうと思うんです。政治倫理だとか基本条例でよく整合性取りなさいよと、この間も何回も意見は出ていますけれども、中身見るとそういうことなんで、やっぱり必要だよねというところにはなってくるんです、私は。必要性という話になると、これはもう人事院規則には載っていたんですけれども、これはあれですよ、執行部のほうでつくったあれじゃないですよ。

委員長 人事院のほうで。

副委員長 規則の中にハラスメント防止条例の必要性というところがありまして、この中でも、那珂市議会って書いてあるんでうちでつくったのかなと。

次長補佐 うちのほうでちょっと抜粋のほうはしながら。

副委員長 要は、議員のハラスメントに対する意識の向上が必要だよねということもうたわれているんですね。要するに、ハラスメントがなくなる理由ですが、今の時代はやっぱり社会問題で対応もしなきゃいけないよねというところが一応書いてあります。必要だよねというところが。この辺を盛り込んでほかの議員の皆さんに納得してもらうかなというところですよ。それは議員の認識だけで済む問題ではないと思いますので、はっきり言って分からないと思います。こういったことがそうなのかなというのと、これは受け取り方の問題なので、相手がどう受け取るかによってなんで、そこは気をつけていないと、相手の人がいるということに対してどうなのかなと。我々議員、公職にある者は考えておかなきゃいけないよねというところだろうと思うんです。それは、もう過去にないからいいよねというんじゃなくて、黒のところも過去もありましたし、議会としても、グレーの方もたくさんいらっしゃるし。我々が気づかないというのが一番重要なところなんで、もしそういうことがあり得る、危ないというときは相談ができるんで、相手からも言われれば、こういうことなんだけれどもどうなのと言われれば相談して、改めて気をつけましょうねということに、早めに防げるという話になるんじゃないかなという理解なんです。

事務局長 ちょっと説明させてもよろしいでしょうか。

ハラスメント関係なんですけれども、こちらにつきましては平成26年だったと思うんですけれども、2018年に働き方改革推進法というのが整備されまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律という長い名称なんですけれども、この法律が公布されまして、2020年6月1日からパワハラについて、管理上の措置義務について決められたものになります。そういった、民間につきましてはかなり厳しいそういった法律が出ました。それを受けまして、人事院のほうで国家公務員に対するハラスメント関係の防止、パワハラもそうですしセクハラなんかもそうですし、マタハラ関係なんかも、そういったものが人事院の規則で3つ出されております。

議員の皆様につきましては、本来は議員という立場ですので、確かに、先ほど寺門副委員長からありましたように、非常勤の特別職という位置づけなんですけれども、人事院の規則というのは基本的には国家公務員になります。国家公務員が該当になりますので、その部分につきましては、地方公務員というのは厚生労働省のほうの、先ほどの法律に縛られる形になりますけれども、人事院というのは若干厳しめなんです。国家公務員のほうが厳しくて、地方公務員のほうが緩いというのはちょっと許されることではないので、人事院規則のほうに準拠するというのが基本的なスタンスになっています。

その中で、先ほどいろんな定義の文書を皆さんのほうにお配りしたと思うんですけれど

も、その後ろのところに人事院に関する規則の指針とか、あとそちらのほうの留意事項とか、そういったものが示されております。その中で、例えばハラスメントはどういった定義で、その定義に対する言葉についての説明も指針の中でうたっていますし、指針の中でもしそういう相談とかそういったものがあつたらば留意するのはこういったことを留意してくださいというような説明まで公開されています。

こちらの人事院の規則につきましては、他の議会なんかでも人事院規則のほうを準拠しているのが大概でして、全国市議会議長会でも人事院規則を準拠したほうがいいというような、そういう研修なんかも行っておりまして、その中でも人事院規則のほうを準拠したほうが充実した条例とか規則とかというものになりますというようなものがありまして、今回こういった資料のほうも出させていただきました。

あと、先ほど倫理条例の中で罰則とかがないというようなのもちらっとあつたと思うんですが、実は倫理条例の中でも罰則規定というのがありまして、資格審査会みたいなものの開催はできるようになっています。でも、それはあくまでも条例の中で決めているというよりも、その上位法律の地方自治法のほうで資格がなくなる恐れが、皆さん、議員ご承知だとは思いますが、兼職禁止とか、そういったものがあるかと思えます。そういったものについて、もし兼業で金額を超えている場合には失職しますよというのがもうそもそもあるので、それに基づいて、じゃどうしましょうかというのが倫理条例の中で、その手段がうたっているというような形になっています。

すみません、雑駁な説明なんですけど、そういった背景があるということだけちょっとご承知おきいただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

鈴木委員 特出して条例をつくるということに反対はないと思うんですけれども、でもそうでもないというのを、どうお伝えしていくのかというのが。

委員長 そのとおりで、私も何ら反対されるあれはないのかと、泡食って全員協議会に上げたんですけれども、あれみたいな。

副委員長 必要性のところの説明をきちんとしておかないといけないよという話だろうと思います。諮ったときに、全員協議会で。それが抜けると反対意見が出てくる。

委員長 そうですね。

副委員長 要らないんじゃないのという話が。

ちょっと事務局長にお聞きしたいんですけれども、市のほうで要綱で済ませていますよね、ハラスメント防止要綱で。これは、今後条例化するとかいう話はないんですか。何で、ちょっと緩めにはなっているんで。その辺はどうだったんでしょうかねというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

事務局長 恐らく、条例化というのは今のところ考えていないと思います。そもそも上位法律がありまして、それで地方公務員縛られていますし、あと人事院規則のほうも準拠して

いる形になりますので、その辺は、条例までの格上げというよりは、どちらかというと言われればハラスメントということなので、職員間とかの要綱になっていますので、今よく言われるカスハラとか、そういったものまで踏み込んだものではないです。本当に職員間、職員同士のハラスメントというところもあるので、その要綱で今のところ落ち着いているというのがあります。

副委員長 人事院規則に準拠ということにはなっていますが、これいいのはやっぱり相談窓口と審査会があって、そうなのという場合については審査会のほうで審査して対処できるということが書かれているので、現実には相談して結構あるんでしょう。どうなのかなって、その辺。

委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時44分）

委員長 再開いたします。

休憩中に様々なご意見が出ましてということなんですけれども、確かにこの間全員協議会でいろいろご意見を賜って、先ほどあった案1、例えば基本条例に盛り込んで内規をつくる、そういった案ももしかしたらありなのかもしれないし、ほかの市町村でもそういうことがあるかもしれないということもちゃんと見て、我々が見ていかなきゃならないということと、あと、またハラスメントに関する、ハラスメントの線引きもそうかもしれませんが、そういったのを含めて、時間をかけてハラスメントというのは何なのかということ、そして今社会情勢も、民間なんか本当に厳しく、ハラスメントというのは厳しくしているというところで、議会としてもその社会の流れに沿って進めていかなければならないということも含めて、条例化ということも含めながら、そういったものも、ほかの市町村を見ながらと、あと我々も議員18人全員に理解をしてもらえるように勉強会ないし、本当に議論を進めていくきっかけを我々議会運営委員会で作っていかなくちゃならないというお話が多分今休憩中に出たのかなと思っておりますので、本当に18人も様々、間違ったことは言っていないとは思いますが、やっぱり条例化する機運もまだまだ、もしかしたら那珂市議会にはまだないのかもしれないということなので、やっぱりそれをつくっていくのが我々の役割なのかなと思いますので、ちょっと時間をかけてこれは議論を重ねていきたいと思っておりますので、さっそく、先ほどお話があったとおり、石岡市議会、最近ハラスメント防止条例をつくったところに話聞いてくるですとか、先ほど桜川市議会なんかは基本条例の中にちょっと盛り込んでいる、そういったところも含め、またほかにも、議会改革の中でもまだまだ、このハラスメント防止条例だけが議会運営委員会ではないので、本当に議会改革の中身も含めてそういったほかの市町村を勉強しに行きたいなと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。そのように進めていきたいと思います。

それでは、次の議題に進めたいと思います。

委員会等のライブ配信についてを議題といたします。

委員会等のライブ配信について、常任委員会も含めてライブ配信してほしいというのが全員協議会でご意見がありましたので、そのところ、どうなのかなというのを委員の皆様にもちょっとお聞きしたいなと思いますので、ご意見いただきたいと思います。

君嶋委員 これ、全員協議会もライブ配信するということですか。

委員長 という意見も多分入っての意見だと思います。

君嶋委員 そうすると、執行部からの説明等があった場合に、まだこれは出せないものもあると思うんです。そういうときにライブ配信をしちゃうとこれが広がっちゃうわけですから、やはりそこをどうするか。ですから、そのときに秘密会でカットしていくと、それが全然進まないというふうに見えちゃうと、これはほかからまたいろいろクレーム等が出てくる可能性もあると思うんです。ですから、配信すると、さっきの言葉じゃなくても、いろんなことも熱が入ってくれば失言が出てくると思うんで、そういうのもどうなのかなと。一度流れたのを消すわけにいかないと思いますから、その辺もちょっと慎重に考えていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますか。

副議長 ライブ配信って誰から出ましたか。

委員長 全員協議会で、遠藤議員からかな、委員会もライブ配信したほうがいいんじゃないのなんて、庁舎内は全員協議会も委員会も全部。

副議長 議会運営委員会はやっていないからね。

次長補佐 議会運営委員会はこの部屋なので、ちょっとそのシステムがありませんので、全員協議会室でやっている部分は庁舎内のテレビでは映しています。

副議長 傍聴可能ですものね。

次長補佐 傍聴可能です。

委員長 実際あまりオープンにしたくない内容もちょこちょこ出てきますから、全員協議会なんかは特に出てくる話だと。そこはどうしていくのかというのがやっぱり課題ではありますよね。

鈴木委員 委員会で話し合った内容とかって本会議のときに委員長が説明してくれたりとか結果を言ってくれたりとかということがあると思うので、なのでわざわざライブ配信ということは、さっきの中のこともあるので、必要ではないのかなというようなふうに思います。

委員長 確かに、こんな機器がないときはもう委員長報告でしか、要は委員会の内容は知らなかったわけですね。

副委員長 全員協議会でやっているからね、今ね。

副議長 ほかに見せたいんでしょうね。

次長補佐 結構全体的にほかの市町村なんかで広がっていますよね、ライブ配信、委員会なんかしてという部分で。全員協議会まではどうなのかあれですけども、そういうのもあつての意見なのかなとは思うんですけども。

君嶋委員 事務局から話したように、委員会ならば大体決まったものを協議しているとか調査する内容でしょうから、そこはいいんですけども、全員協議会は、先ほど言った執行部の説明等が、いろんなこと、公表出せない、まだそこまでいかないもの等もあると思うんで、そこは分ければいいかな、それならば。委員会だったら、委員の方の、でもそこを、どこまでが出せるかというのも出てくると思うんで、調査事項の中には、そこを決めるのもちょっと。委員会で判断しなきゃならないのか、それとも委員会もオープンにしちゃうのか、でも傍聴はできますから、ここはオープンにしていますから、それでもいいのかなとは思うんですけども。

副委員長 遠藤議員の話は議会運営委員会の話だと思ったんですけども。審議内容がよく分からないよという話の趣旨だったと思うんで、この議会運営委員会が今回庁舎内に流せるかという話になると思うんですけども。やっぱりその辺をちょっと、議会運営委員会もオープンとなるとなかなか難しい部分があるんで、そこはちょっと置いておいて、ほかの委員会については。これちょっとまずいと思います。意見としては。

あと、ほかの委員会については全員協議会も含めて、他市町村の議会のちょっと状況見て検討したいというふうに思います。

鈴木委員 広報編集委員会も公開していないですよ。

委員長 していない。要は常任委員会の話だったから。

副議長 やっぱり3つの常任委員会に対する興味と広報編集委員会に対する一般市民の興味は大きく違うと。

君嶋委員 議会運営委員会というのは議会運営をする大事なもののなので、そこまでオープンにしちゃうのもちょっと。

委員長 議会運営委員会だと困ってしまうところも出てくるので、本当、それこそこれは秘密会にするなんていう話が出てきちゃう話のところなんで、やっぱり難しい。

副議長 問題点というか、1回整理して、先進の石岡市議会とか調査しますということで。

委員長 委員会のライブ配信等については、ちょっと先進地見ながら、またやっぱり今話を聞くと全員協議会はちょっと厳しいとか、議会運営委員会は、でも常任委員会というのは、うちは常任委員会3つじゃないから、4つ目の原子力安全対策常任委員会というのはどうするのか、そういうのもやっぱり、その内容も含めて、ほかを見ながらうちに合わせながら、そしてやっぱり要綱もつくるようになってくると思うよね、そうでもないのかな。今までないのかな。

次長補佐 ライブ配信しようと思えばいつでももうできる状況なので。

委員長 別に要綱なんてないんだっけ。

次長補佐 本会議やるときも、ICT検討会のほうで本会議はライブ配信しますよということで決めて。

委員長 決めちゃっているだけなんだ線引きするようになってくるとなると、今度は、もしかしたら要綱なんかも必要になってくるかもしれない。

次長補佐 それか申し合わせ内規として。

委員長 もう一つそういう内規なんかが必要になってくるのかも。

次長補佐 公開するものというのを明確にしておいたほうがいいのかもかもしれません。

委員長 かもしれないですね。そういうのも含めてちょっと調査しましょう。では、それで決定いたします。

次です。一般質問時の資料についてを議題といたします。

自分も前回一般質問を休みまして、ずっとユーチューブで見えていまして、何しゃべっているか分からない。私は分かるけれども、多分市民の人は分からないんだなと思った。これ、資料をご覧くださいって言って。今資料がはやっているんだね、一般質問。だから、どうして、見てないから、全然よく分からない。これ見てください、こうですからああですからと言われても全然分からない。私は何となく中身の人だから分かるけれども、これ一般の人が聞いたって何言っているか分からないよねと正直思ったところなんです。

本来だったらユーチューブも資料の切替えができれば一番いいのかななんて思うんですけども、それはなかなか難しいという話を聞いたもので、というのも含めて、パネルの持ち込みなんていうのも、よく国会議員がこれはこうですよみたいな。笠間市議会もやっているのね。国会議員だと見ながら思っているんですけども、とやっているところもあるんですけども、そういったものを検討してほしいというご意見もありましたので、皆様からのご意見いただければなと思いますが、どうでしょうか。

鈴木委員 パネルって持ち込んじゃいけないんですか。決まりはないんですか。

委員長 例がない。駄目もないし、いいもない。

鈴木委員 駄目じゃないんですね。

委員長 駄目じゃないです。

鈴木委員 ここで見せた段階で見えるのかなという。ユーチューブで。

次長補佐 あまり小さかったら、カメラの精度もそれほどいいものではないので。

副委員長 国会中継なんか見ても、あれ見て分かるかって、分からない。資料はあるなのというのは分かるけれども、写してもらえれば、こういう資料ですよというのが。

それで、一般質問の資料は今タブレットのほうへ載せてもらえます、PDFにしてもらって。ペーパーもできるんであれですけども。映像は、傍聴者はパネルが見えるようになっているんですよ、上から。

次長補佐 本庁舎テレビと、あと、傍聴者は、大体議員の皆さん資料を配ってくれますので、傍聴者は分かると思うんです。

副委員長 タブレットで見られるようにするのであれば、パネルも2階に、傍聴席にあればというんですけれども、ただ、下にあるパネルを上を持っていったというのはできないんだっけ。今議場にあるパネルを傍聴席のほうへ持っていくというのは。電子黒板。

次長補佐 電子黒板を傍聴席にはちょっと置けない。

副委員長 小さいモニターがあれば、モニター画面で十分だと思うんですけれども。

次長補佐 ちょっと傍聴席に運ぶのは、かなり大きいので。

君嶋委員 であれば、何か小型のモニター画面があればという、傍聴席は。

あと、オンラインで一般視聴者の方はちらっと映るぐらいでいいと思いますけれども、常時2画面というのは難しいでしょうから。

鈴木委員 テレビを移すカメラを1個つくる。

次長補佐 議場は大分古いので、システムがもうかなり複雑なんです。カメラ入れるだけで、いろんな回線というか、それを今大分合わせてあの状態になっているんで、ちょっとやるとなると、いずれ、システムも駄目になってくるので、そのときに変えるならできると思うんですけれども、なかなか追加でやっていくのは、お金もかかると思いますし。やっぱり、システムを一気に直すときにはそういうこともやっていけると思うんですけれども。

副委員長 今できる範囲で、タブレットの中身、我々の一般資料についてはPDFで全部出して映してもらおうという。傍聴席も、だから小さいモニター画面が1個あればなんとかなるのかなという気はするんで、あまり経費がかからない程度で、できる範囲で、今のところできればなというふうな要望です。

次長補佐 もう少しアップにできる可能性、ズームにできるのかなという気も考えていまして。どこをアップにするかという問題も出てきますので、資料をアップにするのかという問題も出てくるとは思うんですけれども、ちょっとそこら辺は確認させてください。

鈴木委員 市長がしゃべるところあるじゃないですか、そこにモニターを置くみたいな。そうしたら、あっちから、テレビカメラありますもんね。

委員長 なるほど、要は執行部を移すカメラのほうにモニターを置けば。

事務局長 電子黒板に映った資料を解像度の悪いカメラで映しても。

委員長 駄目だね、真っ白になっちゃう、確かに。

事務局長 資料が分かるぐらいまで映すというのは。

副議長 多分パネルより見づらいと思います。

君嶋委員 資料は、傍聴者はもらえるんだから、それはそれで。

委員長 モニターはそうですね。パネルはやりたい人はやっていい。

委員長 誰か一発目やってよ、今度12月。

（複数の発言あり）

次長補佐 決まった場合、多分委員長報告等でパネルの持ち込みも可能にしますという話をしたほうがいいのかと。

副議長 映る映らないは保証できませんと。

委員長 パネルはオーケーですが、後ほどモニター切替え。

副議長 やりたいというのであれば、それを。今の現状でもやりたいという方がおられるのであれば。

委員長 それはオーケーですよ。

寺門勲委員 実は私やりたかったんですよ、前回。110番の家の看板をパネルで。小さ過ぎると思って、パネルだと大きくできるんで。それをやりたかった。

事務局長 カメラの位置、あと議員を映している、そこにパネルを入れるとなると自分の前にパネルを置くと自分が映らなくなってしまうか、あとパネルが大き過ぎてカメラの枠の中に収まらないとか、そういったことも考えられますので。とにかくやってみないと。

委員長 要は脇でしょう、脇に置くんでしょう。それこそ鈴木委員を隠すように置くんだらう。

副委員長 水があるところに置くという話。

次長補佐 いろいろあるかと思うんですけども。そこをなるべくアップにはできると言うんですけども。

鈴木委員 何センチぐらいのやつだというのが、枠に入るのかと分かればいいですよ。

次長補佐 そうですね、何か作ってもらって、一般質問の前に、試しでやってみるというのができれば一番、事務局としてはいいかなと。

（複数の発言あり）

委員長 認めますでいいでしょう。そういう報告しましょう。カッコいいじゃん、国会議員みたいで、何か。

次長補佐 当然議長の許可というのは必要になってきます。

委員長 もちろん。では、そのように決定して。

次長補佐 委員長報告で、委員長のほうから次の全員協議会でお願いします。

委員長 了解です。分かりました。では、そういう感じで、あとは機材については後で一氣にやりましょう。

副委員長 できる範囲でやれることは。

委員長 そうですね、こつこつやっていきましょう。

（複数の発言あり）

委員長 続きまして、議員勉強会についてを議題といたします。

6月に議員のコンプライアンスについてを議題として議員勉強会を行いました。今後、原子力安全対策常任委員会でも議員勉強会を予定している感じなのかな。議員勉強会についてを皆さんからご意見いただきたいのと、こんな勉強したいとか、こういう人を呼

びたいなんていう人があればと思うんですけれども。

君嶋委員 いつ頃の予定か。

委員長 まだ時期も決めていませんが。

次長補佐 年内は厳しいと。

(複数の発言あり)

次長補佐 先ほど言ったように、1回はやっていますので、コンプライアンスの勉強会はやっているの、もしやるのであれば。

委員長 来年あたり、早々に。

次長補佐 今日決めないでも、後で言ういただければ。

委員長 そうですね。年明け、1、2、3月あたりで何かこう勉強したいことがあれば、ちょっと頭の中に入れておいていただければ、ご提案いただければと思います。

君嶋委員 今後の予定の中で、12月定例会になって、多分2月に横手市との交流事業等も入ってきますよね。ですから、うちの委員会も1月か2月に視察もあるんで、今後そういう動きで、分かっているれば後でちょっと教えていただければ予定、計画の中にも進めるのに都合いいのかなと思って。

次長補佐 先ほど言った石岡市議会は、先方の都合もあると思うんですけれども、1月、2月でちょっとアポのほうを取ってみたいと思います。

委員長 定例会が始まっちゃうのか、12月は。12月は定例会なんだ、もう。相手もそうですよね、定例会。

(複数の発言あり)

委員長 視察、ちょっと県内になっちゃいますけれども、来年度に大きいの行きましょうというのを。あと、また勉強会については、できれば今年度もう一回ぐらいできたらなと思いますので、ご意見いただければと思います。

というところで、議題は以上となります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会（午前11時15分）

令和7年1月27日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男